

東京信用保証協会と東京中小企業家同友会の懇談会報告（東京信用保証協会承認済）

2009年1月23日、東京中小企業家同友会は東京信用保証協会と第8回目の懇談会を行いました。主なテーマとなった下記の点についてご報告致します。

出席者

保証協会 畑 俊次 東京信用保証協会保証推進部長
 河島 英夫 東京信用保証協会保証推進部副部長
 有竹 博史 東京信用保証協会保証推進部保証推進課長
 中澤 淳二 東京信用保証協会保証推進部社債制度保証課長
 経営相談室・新事業支援室担当
 池上 智 東京信用保証協会企画部企画課長
 鈴木 和男 東京信用保証協会企画部企画課上席課長代理
 同友会 板橋 和彦 政策部長
 水戸部 良三 副代表理事
 政策部員：佐々木正勝、佐々木栄 三宅一男、宮本孝、渡辺正幸
 事務局：荻原邦弘

1、緊急保証について

(1) 現在の業況悪化は、原材料の値上がりだけが原因ではないので、緊急保証の業種を原則的に解除してほしい。

セーフティネット5号の業種指定は経済産業大臣が行うので、協会では変えることはできません。協会としても現在の状況が原材料の値上がりだけではなく複合的なものであるとの認識があるので、指定されていない業種を営む企業に対しても可能な限り踏み込んで、保証するように努めています。

(2) 緊急保証については、中小企業が「真水」でこの融資を利用できるようにしていただきたい。

保証する企業の返済負担を増やすことなく、「真水」で資金を利用できるようにするため、既存の保証分を今回の保証で集約して返済軽減をする、いわゆる「借り換え保証」を積極的に取り扱っています。協会としても、事前に中小企業者の方から相談があった場合、資金繰りに配慮した「借り換え保証」の提案もしています。

すべての企業に対し、申し込み通りの金額で保証できるわけではありません。

たとえば、緊急保証で5,000万円の申し込みをいただいても、企業の状況などから判断して、3,000万円しか保証できない場合があります。単純に真水の3,000万円で保証することもあります。仮に保証の利用残高が2,000万円あった時、それを返済条件として5,000万円で保証することがあります。これは、企業の体力に無理のないよう返済負担の軽減を目的とするものです。

この点については同友会から、借り手である中小企業に相談もなく金融機関がかってに「借り換え保証」にして、必要な資金が融資してもらえない場合があったアンケートの例を紹介し、この保証が『別枠』で行われている趣旨にもとづき、協会からも金融機関に融資先の中小企業に対して十分説明するよう指導していただきたい旨申し入れました。

2、責任共有制度について

(3) 信用保証協会と金融機関の「責任共有制度」が平成19年10月からおこなわれました。保証申込、保証承諾ともに平成19年10月～平成20年9月前年度比で減少しているようでしたが、その要因についてご意見をお聞かせください。

要因については現状では特定できません。平成20年度の上半期は保証承諾額が6,823億円と平

成 19 年度の上半期と比べれば約 40%の減少、しかし保証債務残高は 4 兆 1,500 億円と 4.2%の減少にとどまっています。「責任共有制度」導入前に前倒しして保証を受けた反動や、経済情勢の悪化と企業の業績の変化が要因とも考えられ、平成 20 年度上半期の減少は「責任共有制度」導入が要因とは統計数字からは言えません。都内の信金、信組は中小企業融資が本来の業務であり、一般論として、「責任共有制度があるから融資をしない」ということはないと思われず。

当協会におきましても、責任共有制度導入前後で審査スタンスを変更したようなことはなく、これまで通り個々の中小企業の方々の実情を踏まえて保証審査を行っています。

同友会からは、これに対して融資を受ける現場や、金融機関から聞こえてくる情報を伝え、「責任共有制度」が融資を滞らせている実態を説明し、関係省庁にこうした意見があった旨伝えるように要望しました。

- (4) 中小企業家同友会は「責任共有制度」を廃止し 100%保証に戻すことを要望しています。BIS 規制と金融検査マニュアルがあるもとでは、結果として「雨の中で傘を取り上げる」ことになってしまったのではないのでしょうか。

「責任共有制度」は、信用補完制度の持続性を保つために導入されたものです。金融検査マニュアルや BIS 規制の影響があったかどうかは、協会ではわかりません。経済環境の悪化や企業の業績不振もあったのではないかと考えています。

当初は責任共有制度について、金融機関にも戸惑いがあったとも聞いていますが、小口零細企業保証制度など 100%保証を維持しているものに加え、今回のような緊急保証制度を上手く活用していくことで、企業の資金調達の円滑化を推進したいとの意見もかなりあります。協会としても、今後も金融機関と連携し、中小企業の資金調達の円滑化に努めていきたいと思っています。

3、予約保証制度について

- (5) 予約保証制度の内容と利用状況について説明してください。

予約保証制度は保証決定から融資実行までの期間を最大 1 年とすることができることが特徴です。普通の保証は決定から融資実行まで 1 ヶ月が限度で、よほどの事情がある場合でも最大で 2 ヶ月までです。その期間に実行がないと失効してしまいます。予約保証は緊急な資金需要に対応できる制度です。一定の要件を満たす企業を対象に 2,000 万円を限度として保証しています。

1 2 月末現在で保証承諾は 3 件 4,000 万円と実績は少ないですが、これは緊急保証と時期が重なったため、中小企業者が当面の資金需要を優先したものと考えております。

- (6) 予約保証制度の保証限度額を緊急保証制度の限度額に対応して運用できるよう要望します。

予約保証制度創設の検討にあたっては、当初限度額 500 万円から議論がスタートして、2,000 万円となったようです。

国の統一制度なので、協会としては変更できる立場にはありません。

当面は現行制度を運用しながら、利便性や効果などを見ながら、利用しやすいように変えていくのではないのでしょうか。

4、他の保証制度について

- (7) 保証協会が保証承諾するにあたって、最低限この程度はクリアしておいたほうが良いという指標を 財務や経営計画、クレジットヒストリーなどの点で明らかにしていただきたい。

協会では、「これを満たしていれば良い」「これを超えなければだめ」というような一律的指標は設けていません。中小企業の経営というのは千差万別で、経営環境も常に変化しており一律の判断基準はありません。

協会を利用する個々の中小企業者の実情に合わせて、きめ細かな対応をしています。

試算表や経営計画があると企業の実情や将来像を把握しやすいのは事実ですが、小規模事業者も多く、すべての企業にそれを求めるわけにはいかないのが実情で、もし、それらの資料があれば審査の参考資料となりますので、提出していただければありがたいです。

(8) ある程度の基準をクリアした企業に対して、無担保無保証人枠の拡充していただきたい。

1 企業あたりの保証利用金額は 1,900 万円弱ですので、基本的には現在の無担保保証枠 8,000 万円の中にご利用いただいております。一定の基準を設けた特定社債保証制度「私募債」などをご利用される方については、8,000 万円を超えて無担保で保証させていただいております。

協会としては原則的に第三者保証人をとらないという考えであります。

ご利用いただいている保証の 97%は経営者本人のみの保証です。残りの 3%は実質経営者がいる場合や、代替わりしたのに許可名義が先代のままで変更していない場合などであり、実質的な第三者保証人をお願いしているケースはほとんどないというのが実情です。

(9) 返済条件の変更を行った企業に対して、一定の条件を満たしているなら、新たな保証を行うような制度は考えられないでしょうか。

返済条件の変更があっても、協会としては現在の状況がどうなのか、将来の見通しがどうなのか総合的に判断して、保証できるものは保証しています。

「返済条件の変更をしたらもう保証はしない」などという一律的な対応はしていません。

返済条件を変更した先への特別な保証制度というようなものはありません。借り換えなど通常の保証制度を利用していただき対応しております。

5、その他

(1 0) 信用保険制度の所轄が日本政策金融公庫に移行して何か変化はないですか

従来と変わらない対応で、今のところ変化はありません。移行にあたっては、信用補完制度についての十分な認識と配慮がなされたと聞いています。

(1 1) 事業承継を支援するため「アシストプラザ」を要望します。

事業承継については、各支店できめ細かな対応をするようにしています。東京都の制度融資（産業力強化融資 1 億円まで）、相談窓口もあります。平成 2 0 年 1 0 月 1 日以降、経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者は、事業承継に関する資金を、信用保証協会の保証を活用して金融機関から借り入れる場合は、通常の保証枠とは別枠（限度額 2 億 8,000 万円）が用意されています。

(1 2) 保証協会が保証承諾しているにもかかわらず、あっせんを断った金融機関はないでしょうか。ある場合は保証マンスリーやホームページで公表していただきたい。

保証協会の保証というものは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に公的機関として保証人になるという関係です。保証協会は、「あっせんを断った」金融機関を制裁的に公表する立場にはありません。

協会では積極的かつ弾力的な保証付融資の取り扱いを金融機関にお願いしており、また、金融機関に断られても、お客様と相談し、他の金融機関にあっせんするなどの対応を行なっています。

(1 3) 東京信用保証協会の理事会の構成メンバーに中小企業経営者の団体の代表（借り手の側の代表）を入れていただきたい。毎年要望していますが、昨年、「現場本位の弾力的運用と中小企業に参加意識を持たせるためにも検討されることを望む」としましたが検討結果はいかがでしょうか。

協会としては、こうした懇談会で中小企業の皆様の実情やご意見を伺って、今後の業務運営の

参考とさせていただきたいと考えています。

- **質問** CLO、CBO の返済の際、一気に返済することが困難な場合が生まれてくると思うが、この場合どのようにしたらいいか。

CBO には保証協会がかかわっていません。また、現在実施中の保証付 CLO は、満期一括型ではなく、分割返済となっています。CLO は、一般的な融資ではなく証券化商品として制度設計されており、投資家保護の観点から返済条件の変更は制度上できない仕組みになっています。従って、資金計画を十分に立ててご返済に備えるようお願いいたします。返済が困難と思われる場合は、取扱い金融機関、または保証協会にご相談ください。